

新生児聴覚検査の費用を助成します!



新生児聴覚検査は、先天性難聴の早期発見、早期療育のために、生後 1 か月未満の赤ちゃんに耳のきこえの検査を行うものです。出産後、入院中に赤ちゃんが眠っている間に数分で行うことができ、痛みもありません。

生まれてくる赤ちゃんのおよそ1,000人に1~2人は、生まれつき耳のきこえにくさ(先天性難聴)があるとされています。早く発見して、療育などの支援を受けることで、赤ちゃんの言葉の成長発達を助けることができます。

◆対象者

令和2年4月1日以降に生まれた赤ちゃん(生後27日以内)

◆対象となる検査及び助成金額

・自動聴性脳幹反応検査(自動 ABR) :

1人につき初回検査と確認検査を合計して上限 6,000 円まで

・耳音響放射検査(OAE) :

1人につき初回検査と確認検査を合計して上限 3,000 円まで

助成を受けられるのは、上記検査のうちいずれかです。

産科医療機関で検査の方法が異なります。

産科医療機関等で検査の説明を受け、検査を受けてください。

※差額は、自己負担になります。

◆助成方法

<p>深川レディースクリニック (久留米市田主丸町田主丸 1-28)</p>	<p>・医療機関で検査費用を支払う必要はありません。 ・母子健康手帳に結果を記録してもらいましょう。</p>
<p>富田産婦人科医院 (朝倉市甘木 1979-8)</p>	<p>・医療機関で聴覚検査費の支払いをされた人は、役場健康課に次のものを持参し助成(償還払い)の手続きを行ってください。</p>
<p>上記以外の医療機関で検査を受けた場合</p>	<p>① 聴覚検査費用の領収書及び診療内容のわかる明細書 ② 母子健康手帳(検査日・方法及び検査結果を確認できるもの) ③ 通帳など振込先のわかるもの(申請者の名義のもの) ④ 印鑑 ※申請の期限は検査を受けた日から1年以内です。</p>

《問合先》

筑前町役場 健康課 母子保健係

電話:0946-42-6653(直通)

FAX:0946-42-2011

E-mail : boshi@town.chikuzen.fukuoka.jp